

保証委託約款

第1条（保証委託の内容）

- 私の委託にもとづいてアコム株式会社（以下「保証会社」という）が負担する保証債務は、私が株式会社八十二銀行（以下「銀行」という）との間の金銭消費貸借契約および個人情報取引規約（以下「両規約」という）にもとづいて、銀行に対して負担する借入元金、借入利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帶保証債務とします。
- 本条第1項の保証は、保証会社が保証を適當と認め、これにもとづいて私が銀行と貸付契約取引を開始したときに成立するものとします。
- 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。
- 私と銀行の間で、利用限度額、借入利率、損害金の料率その他変更が行われた場合は、私に代わり銀行より保証会社に対し、当該変更内容を所定の方法で通知することにより、私と保証会社との間にあらためて本委託約款を変更することなく、引き続きこの本委託約款に従って保証を依頼するものとします。

第2条（代位弁済）

- 私が両規約に違反する等により、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして被保証債務の全部を弁済されても異議を述べません。
- 私は、保証会社が前項の代位弁済によって取得した権利を行使する場合には、この約款（〈個人情報に関する同意条項〉を含む。以下同じ）の各条項を適用されるほか、私が銀行との間に締結した貸付契約規定の各条項を適用されても異議を述べません。

第3条（求償の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときは、私は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- 保証会社の保証債務履行金額
- 保証会社が保証債務履行のために要した費用
- その他保証会社の私に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用（訴訟費用および弁護士費用を含む）
- 本項第1号の金額に対し保証会社が支払を行った日の翌日から、私が保証会社に弁済する日まで365日の日割計算による損害金
ただし、損害金利率は、年14.5%とします。

第4条（弁済の充当順位）

この取引による債務および保証会社との他の取引による債務がある場合には、その債務を含めて弁済金が私の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適當と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して私は異議を述べません。

第5条（求償権の事前行使）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催告等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償権債務を負い、直ちに弁済するものとします。

- (1) 支払の停止、破産、競売、民事再生手続開始の申立等、その他これに類似する手続きの申立があったとき
- (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (3) 私の銀行に対する預金その他の債権または保証会社に対する金銭債権について仮差押、仮処分または差押の命令、通知が発送されたとき
- (4) 私が保証会社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- (5) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき
- (6) 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき

2. 次の各号に該当する場合には、保証会社の請求によって前項と同様、私はあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。

- (1) 私が保証会社または銀行との取引約定に違反したとき
- (2) 私が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
- (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第6条（担保、連帯保証人）

私は、債権保全を必要とする相当の事由が生じた時は、保証会社の請求があり次第直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、または連帯保証人をたてるものとします。

第7条（中止・解約・終了）

- 1. 私が、本約款第5条の各項各号の一つに該当したとき、その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができるものとします。
- 2. 第1項により保証会社から保証が中止または解約された場合は、直ちに主債務の弁済、その他必要な手続きを取るものとします。
- 3. 私と銀行との間の契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然

に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社からの請求によって、私は、この契約による債務のほか保証会社に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が保証会社からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。
6. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本委託約款は失効するものとします。

第9条（報告および調査）

1. 私の氏名、住所、居所、勤務先等の事項について変更があったときは、直ちに保証会

社に対して書面によって通知し、その指示に従います。

2. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 私は、保証会社から請求があったときには、財産、経営等について直ちに保証会社に対して報告し、関連資料の提出等については、保証会社の指示に従います。
4. 保証会社または保証会社の委託する者が私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第 10 条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

第 11 条（契約の変更）

1. 保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。
2. 保証会社は前項にもとづき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法によりお客様に通知又は公表します。

第 12 条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第 13 条（管轄裁判所の合意）

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 14 条（信用情報機関の登録）

私は、本規約にもとづく契約に関する会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録します。

（注）詳しくは、〈個人情報に関する同意条項〉に記載しています。

以上